役員及び評議員の報酬等に関する規程（例示）

（目的及び意義）

第1条　この規程は、社会福祉法人○○会（以下「当該法人」という。）の定款第○○条及び第○○条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。《定款例では、第8条及び第21条の規定となっています。》

（定義等）

第2条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

　(1) 評議員とは、定款○○条に基づき置かれる者をいう。《定款例では第5条》

　(2) 役員とは、定款○○条に定める理事及び監事をいう。《定款例では第15条》

　(3) 常勤役員とは、役員のうち、当該法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。

　(4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。

　(5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。

　(6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第3条　当該法人は、役員及び評議員に職務執行の対価として報酬等を支給するものとする。

２　常勤理事で、職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。

|  |
| --- |
| **※役員及び評議員が無報酬の場合**第3条　役員及び評議員の報酬は、定款第○○条及び第○○条に定めるとおり無報酬とする。《定款例では、第8条及び第21条》 |

（報酬等の額の決定）

第4条　当該法人の役員に対する報酬の額は、別表1に定める額とする。

２　非常勤理事に対する報酬の額は、別表1に定める額とする。

３　評議員に対する報酬の額は、別表2に定める額とする。

４　選任・解任選定委員に対する報酬の額は、別表3に定める額とする。

|  |
| --- |
| **※無報酬の場合**第4条については、不要 |

（費用弁償の支給）

第5条　役員及び評議員が当該法人業務のため出張する場合は、別表4に定める旅費（交通費宿泊費）を支払うものとする。《又は、職員出張旅費基準に準じ、支払うことができる。》

（報酬等の支給方法）

第6条　常勤役員の報酬は、毎月○○日に支払うものとする。ただし、支給日が土日、祝日の場合はその前日に支払うものとする。

２　非常勤役員及び評議員並びに選任・解任選定委員の報酬は、現金により支払うものとする。《又は、本人名義の指定口座に振り込むものとする。》

３　報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

４

|  |
| --- |
| **※無報酬で費用弁償のみの場合**第6条第1項から第4項までは不要（費用弁償の支給方法）第6条　費用弁償は出張後、現金により支払うものとする。ただし、必要により事前に概算払いで支払うことができる。**※報酬並びに費用弁償を支給しない場合**第6条については、不要 |

（公表）

第7条　当該法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の基準として公表する。

（補則）

第8条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

（改廃）

第9条　この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

　　　附　則

　この規程は、平成○年○月○日より施行する。

別表1　役員報酬額

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 役職名 | 報酬の額 | 備考 |
| 常勤役員報酬額 | 月額○○○円 |  |
| 非常勤役員報酬額 | 月額○○○円 |  |
| 理事会等会議への出席 | 日額○○○円 |  |
| その他、法人業務のための出席 | 日額○○○円 |  |

　《無報酬の場合は、不要》

別表2　評議員報酬額

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評議員会等会議への出席 | 日額○○○円 |  |

《無報酬の場合は、不要》

別表3　選任・解任委員会報酬額

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 選任・解任委員会等会議への出席 | 日額○○○円 |  |

《無報酬の場合は、不要》

別表4　旅費

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 旅費 | 宿泊費 |  |
| ○○○円 | ○○○円 |  |

　《無報酬並びに職員出張旅費基準に準じる場合は、不要》